

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成14年11月から15年8月までは24万円に、同年9月から16年1月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月から16年1月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が知らないうちに9万8,000円に引き下げられていることが分かった。

実際の給与はこれよりも高い金額であり、その額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成14年10月から15年8月までは24万円、同年9月から16年1月までは28万円と記録されていたところ、15年10月9日付けで、14年11月1日までさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社における同僚39名についても、オンライン記録によると、平成15年10月9日付けで、14年11月1日までさかのぼって標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該事業所において社会保険事務担当であった元取締役は、「申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、滞納保険料を解消するために、さかのぼって申立人の標準報酬月額を引き下げた。標準報酬月額を引き下げることにについて、申立人は何も知らなかったはずである。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成15年10月9日付けで行われた標準報酬月額の^{てきぎゅう}遡及訂正処理は事実^{てきぎゅう}に即したものととは考え難く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、14年11月から15年8月までは24万円に、同年9月から16年1月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を、平成8年2月から同年9月までは47万円に、同年10月から11年9月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月から11年9月まで
② 平成13年11月から15年9月まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額の記録が実際の給与額より引き下げられている期間がある。

勤務期間中の給与額は変わっておらず、厚生年金保険料も高い額で控除されていたはずであるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成8年2月から同年9月までは47万円、同年10月から11年9月までは50万円と記録されていたところ、10年3月6日付けで、8年2月までさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できるとともに、11年4月5日付けで、10年10月までさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に平成10年3月6日付け及び11年4月5日付けで2回さかのぼって引き下げられている者が11名、11年4月5日付けで1回さかのぼって引き下げられている者が5名確認できる。

しかし、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、当該期間において当該^{そきゅう}遡及訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、同

社は社会保険料の滞納があったため、社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額をさかのぼって引き下げることにより滞納保険料を減らす方法があるという助言を受け、事業主の指示により当該処理を行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成10年3月6日付け及び11年4月5日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{じじつ}に即したものと^とは考え難く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、8年2月から同年9月までは47万円に、同年10月から11年9月までは50万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②については、申立人は、「実際の給与額より標準報酬月額が低い。」と申し立てているが、申立人が所持する給与明細書によると、申立人は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える給与額を得ていたことが確認できるものの、当該給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 15 日まで、A社総務部経理課で働いていた。

入社当初から退職日まで厚生年金保険をかけていただいていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主、その妻及び同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は、「申立人は継続して勤務することが可能かどうか不明であったので、入社からしばらくは見習期間として、社会保険に加入させなかったと思う。」と証言している。

また、当時、社会保険事務を担当していたとする事業主の妻も、「当時の関係資料は残っていないが、採用時、申立人が長く勤務することが可能かどうか不安であったので、申立人に対して、入社から半年間を試用期間として、雇用保険や厚生年金保険などの社会保険に加入させないという条件を示したところ、申立人も『国民年金と国民健康保険に加入しているから構わない。』と了承したので採用した。申立期間中は、給与から厚生年金保険料を控除しなかった。」と証言しており、雇用保険の記録でも、申立人の当該事業所における資格取得日は、オンライン記録の被保険者資格取得日と同じく、申立人の入社日（昭和 63 年 4 月 1 日）から 6 か月後の 63 年 10 月 1 日とされていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月から 15 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）の戸別訪問調査により、自分の申立期間の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることを知った。

会社清算時に社会保険事務所で何らかの書類に押印した覚えはあるが、担当職員から標準報酬月額をさかのぼって引き下げるとの説明は受けていない。

申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 62 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 15 年 4 月 30 日）の翌日の同年 5 月 1 日付けで、13 年 7 月まで遡及して 15 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿によると、申立人は、申立期間及び当該訂正処理日の時点において、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額をさかのぼって引き下げることについて、社会保険事務所から説明を受けたことは無い。」と主張しているものの、申立期間当時の当該事業所が厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所から滞納保険料の納付について督促を受けていたことを認めている。

さらに、申立人は、「申立期間当時は、社会保険関係の届出を自分で行っていた。会社を畳む時、社会保険事務所へ行き、いくつかの書類に押印した記憶がある。」と認めており、申立人が当該訂正処理に関与していたことがうかがえるところ、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、無断で当該処理を行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額にかかる記録訂正の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

長野厚生年金 事案 830 (事案 126 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 2 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及び②について、脱退手当金の支給済記録を訂正してほしいと申し立てたが、脱退手当金を受給していないことが認められなかった。

今回、新しい資料などは無いが、立証責任は国が負うべきであり、私が脱退手当金を受け取ったことを証明できる資料を年金事務所の方から提示し、再審議をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、A社が、「通常退職者に対して脱退手当金について説明を行い、意向を確認していた。」と説明しているところ、当該事業所から提出された申立人に係る「厚生年金保険被保険者台帳」には、「脱手」との記載があり、申立人と同時期に資格喪失をした者と同様に同台帳に「脱手」との記載がある女性4名について調査した結果、いずれもオンライン記録において脱退手当金の支給記録があること、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 19 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「平成 20 年 11 月 19 日付けの通知内容は納得できない。新しい資料などは無いが、立証責任は国が負うべきであり、脱退手当金を受け取ったことを証明できる資料を年金事務所の方から提示すべきである。」と主張し、再度申し立てている。

脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされて

いるところ、本事案は、年金事務所に申立期間当時の脱退手当金の支給に関する資料は保管されておらず、申立人の主張を裏付ける新たな関連資料は見当たらないことから、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断しなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、当該事業所が保管している「厚生年金保険被保険者台帳」に、「脱手」との記載があるなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、今回の申立てにおける申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 831 (事案 21 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 34 年 7 月 1 日から同年 9 月 10 日まで
③ 昭和 41 年 5 月 1 日から 45 年 3 月 30 日まで

ねんきん特別便により、期間照会を出していたところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者となっていないと回答が来た。

昭和 32 年に中学を卒業して 4 月から A 社に住み込みで勤務し、退職後は住む所が無いとため、すぐに B 社に入社したはずである。

また、申立期間③について、昭和 41 年 4 月に勤めていた会社が倒産したため、再び C 社 (B 社から組織変更) に入社し、寮に入れてもらった。被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、訂正不要とされた。勤務していたことは確かであり、再調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言により、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、証言を得られた 5 名の同僚は、いずれも入社日とオンライン記録の資格取得日の間に、2 か月から 1 年 3 か月間の空白期間があることが確認できる。

また、元事業主の家族は、「当事業所は試用期間があり、その間は厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」と証言している上、複数の元同僚も、「当該事業所では、試用期間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言をしている。

さらに、当該事業所は、既に廃業しており、当時の関係資料 (人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等) も無いことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

2 申立期間②については、複数の元同僚の証言により、申立人が B 社に勤

務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの証言は得られない。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務していた元同僚で、入社時期を記憶している3名は、いずれも「入社してから3か月間の試用期間は、厚生年金保険の被保険者になれなかった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該3名は、入社日から3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、他の複数の元同僚も、「申立期間当時は、試用期間は厚生年金保険の被保険者資格を取得しなかった。」と証言している。

さらに、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄したと回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間③については、i) 元上司及び元同僚の証言により、申立人がC社に勤務していたことは認められるものの、勤務していた期間については定かではないこと、ii) 申立人は、「当該事業所に勤めていた間は寮に入っていた。」と主張しているが、当該事業所は、昭和43年5月30日に社宅・寮を別の場所に移築しており、その時点では、申立人は入居していないと回答していること、iii) 当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄したと回答している上、申立人の勤務期間についての記憶も曖昧であることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成20年3月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「当該事業所に勤務している間に、会社からもらった健康保険証を使用して歯科と内科を受診した。」と新たに主張し、当該事業所に勤務した入社日及び退社日について、具体的な日付を覚えていないとしながらも、申立期間の始期を昭和41年4月15日から同年5月1日に、終期を45年3月31日から同年3月30日に変更した上で再度申し立てている。

しかし、申立人は、当該歯科の名称を覚えておらず、また、当該内科は、既に廃業しており、当時の受診状況について確認できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間③において、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 7 月 1 日まで
昭和 34 年 3 月に定時制高校を卒業し、Aの公共職業安定所の紹介でBのC社に正社員として4月ごろ入社し、アイスクリーム等の商品を配達していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に申立人と同じ配達業務をしていたとして、申立人及び元同僚が名前を挙げた元同僚6名のうち、3名には、申立人と同様に、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、記録が確認できる3名のうち、1名は、勤務していた期間と被保険者期間に相違があると証言していることから、当時の当該事業所では、従業員全員に入社と同時に被保険者資格を取得させる取扱いでなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は、既に解散しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）も無いことから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号は連番で欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。